

令和元年

第11回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年10月7日

前橋市農業委員会

令和元年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年10月7日 午後1時58分
- ・閉会日時 令和元年10月7日 午後4時05分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	補佐 藤井 義嗣
副主幹 深澤 直純	主任 富澤 和則	主事 寺田 恵美	主事 師田 美菜子
臨時職員 宮田 厚子			

・その他の出席者

農政課補佐 高橋 雅人 主事 田所 鉄平

・付議事件

- (1) 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第64号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- (3) 議案第65号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (4) 議案第66号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第69号 公売農地の買受適格照明願いについて（耕作目的）
- (8) 議案第70号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更計画（平成31年4月受付分）に係る意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出の取消について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (6) 令和2年農業委員及び農地利用最適化推進委員改選における定数他について

木村局長

全員お揃いになりましたので、これより令和元年第11回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者はおりません。従いまして在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長  
木村局長

◇（挨拶）

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、令和元年第11回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。1番 下田 将文委員、2番 市花 宏之委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第63号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

寺田主事

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号4番、譲受人は農地所有適格法人。

整理番号6番、下限面積40a以下ですが、農地法施行令第2条第3項第2号を満たしている。

整理番号9番、12番、同時に5条許可申請有り。

以上、1番から8番、10番、11番の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。又、整理番号9番、12番については事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

9番委員  
深澤副主幹

整理番号9番、12番、区分地上権の貸し人、借り人の利害関係について。

営農型太陽光施設を設置する場合、上を設置する人と下の所有者が違う場合、5条申請と同時に空間を使う区分については3条申請が必要になります。

9番委員  
深澤副主幹

3年経過後の延長は自動的にするのですか。

営農型太陽光については5条の一時転用ですので、5条（営農型太陽光）と3条（区分地上権）を3年ごとに毎回申請して頂きます。

議長

その他、ご意見等ございませんか。

11番委員  
寺田主事

整理番号8番、9番と12番の違いについて説明してください。

整理番号8番、9番、貸し借りが初めてですので、使用貸借からです。12番、既に貸し借りがしてあります。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から12番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第63号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から12番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第64号・農地法の規定による許可申請の取下げ5条申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹  
議長

◇（議案書、地目、面積、取下理由を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）  
全員賛成でありますので、議案第64号・農地法の規定による許可申請の取下げ5条申請について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第65号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇（議案書、地目、面積、申請理由、転用目的を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第65号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第66号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書、地目、面積、申請理由、契約内容、転用目的を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第66号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第67号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議 長 以上、整理番号1番から7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号5番、6番は現地調査を、7番は現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

5番委員  
(3班班長) 現地案内図4条の5番をご覧ください。申請地は市立筑井小学校から北西約570mに位置し、北側は畑、その他は宅地に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。申請は営農型太陽光発電施設の一時転用の更新となる案件です。営農状況の確認したところ、タマネギの収穫後でしたが、きちんと営農されていることが確認できました。調査班としては、本人の営農意欲も認められるため、許可相当と判断いたしました。

現地案内図4条の6番をご覧ください。申請地は、前橋市荻窪最終処分場から東約350mに位置し、北側と東側は道路、西側と南側は畑に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。申請は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新となる案件です。営農状況を確認した所、ネギがきれいに作付けされていました。調査班としては、本人の営農意欲も認められ許可相当と判断いたしました。

現地案内図4条の7番をご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから東約870mに位置し、北側と西側は道路、東側は田、南側は宅地となる農振農用地区内になる農地です。申請は、農地改良（一時転用）です。篠、雑木、窪地のため残土を搬入し農地として利用したいとの事です。面接には本人の子供と代理人が来られました。子供が埋土する土木会社に勤めておりその会社の残土を利用するものです。今回の土砂の埋め立てが市条例に該当するため、市の許可が必要ですので申請するそうです。埋め立ての表土30cmは、作物が作付けできる様土を入れ、野菜栽培を考えているそうです。隣接地との境界を示す測量も行なわれていました。調査班としては本人の営農意欲もあり、必要性も認められ、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員  
富澤主任

営農型太陽光で整理番号5番、期間3年、整理番号6番、期間10年になっていますが。整理番号5番、通常の3年間。整理番号6番については、担い手が農地を利用する場合です。担い手ですと営農型は10年間で認められています。認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者に見込まれる方については一時転用でも10年以内で認められています。

議長

その他ございますか。

11番委員

整理番号6番、農業経営収支表について、法人全体の農業所得であって該当の営農型太陽光の下部の収支ではないのでは。結果が判らない。

議長

該当部分は出ていますか。

富澤主任

収穫量はあります。地域に比べた収穫量が判断基準になります。いくら売れたか、収入は判断基準にはなりません。

議長

再設定ですが、過去3年間の報告はありますか。

富澤主任

年毎には報告されています。

議長

暫時休憩とします

(※休憩)

議長

再開いたします。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第67号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第68号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番の申請については先の審議で取消が承認されたため、整理番号2番から34番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

整理番号1番、取消。

以上、整理番号2番から34番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号20番、32番、33番については、現地・面接調査を実施しています

ので、調査班長の報告をお願いします。

5 番委員  
(3 班班長)

現地案内図 5 条の 20 番をご覧ください。申請地は、上毛電鉄江木駅から北東約 540m に位置し、北側は畑、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地と畑に囲まれた第一種農地です。面接には本人と行政書士が来られました。会社は建売分譲と中古家屋の販売で従業員は 2 名です。前橋での営業は 2 回目、年間売上は、2 億 5 千万円、年間の販売戸数は 30 棟。今回の販売棟数は 7 棟、一棟の販売価格は 2 千万円強。造成、建築は下請け業者。7 棟の完成は令和 2 年 5 月を予定しているそうです。雨水は、自然浸透とし、オーバ分は西と南の側溝にながす計画、又、北側の農地との境が一段と高いので立会いのもと工事を進めているそうです。調査班としては周囲との共生も見られ、雨水対策もきちんと計画され、許可相当と判断いたしました。

現地案内図 5 条の 32 番をご覧ください。申請地は明和幼稚園から北東約 300m に位置し東側は宅地、他方は畑に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。営農型太陽光施設一時転用の案件です。面接には本人が来られました。生活がきついで営農型太陽光発電を選んだとの事です。自宅に 50KW の太陽光発電を持っているそうですが、新たに営農型太陽光発電施設を取り入れる事となりました。今回の設置枚数 300 枚、売電単価 36 円、年間 400 万円の売電を計画している。外側にはフェンスを付け、下部の維持管理は本人が行い、ジャガイモ栽培を計画しています。軽トラック、トラクター、管理機を所有し使用しています。調査班としては、本人に営農意欲も有り前向きな発言もみられる事などから許可相当と判断いたしました。

現地案内図 5 条の 33 番をご覧ください。申請地は、J A 前橋市本所から東南東約 950m に位置し、東側は道路を挟んで宅地、他方は畑に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。申請は賃貸借営農型太陽光発電の一時転用更新の案件です。これまでの経過ですが、江木町に営農型太陽光の申請が出たが、既設江木町の営農型太陽光の営農状態が悪いため、取下げ処分となった経緯があります。平成 31 年 2 月総会保留、3 月総会取下げ、その後何度か行政指導を行い現在の営農状態になっています。面接には本人が来られました。太陽光発電施設は他に 9 箇所あり、全体で 450KW、年間 1800 万円の売上があるそうです。今回の申請では、パネル 225 枚、売電単価 32 円、年間売上 300 万円を予定しているとの事です。営農は、本人と出荷先の協力で、年間 2 万 5 千円で草刈等をして貰っている所もあります。今回の現地確認ではそこそこきれいに作られていました。ブルーベリー 20 本、鉢植えブルーベリー 32 本とミョウガが栽培されておりました。鉢植えは移動でき、注意が必要と思われ、そこで、農林省通知の営農型太陽光の許可基準を読み上げ本人に了解をして頂きました。調査班としては、本人に強く発電より営農が主体だと伝え本人もしっかり営農を行なうとのことで、今後注意して見ていく事で、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

2 番委員  
富澤主任  
議 長

整理番号 5 番、申請理由（使用貸借関係）の詳細説明をお願いします。

使用貸借関係の説明。

暫時休憩とします。

(※休憩)

議 長

再開いたします。

その他、ご質問等ございませんか。

1 2 番委員

整理番号 15 番、一般住宅での 1000㎡を超えています何か理由があるのですか。

深澤副主幹 場所は用途地域、1000㎡を越えていますので、事前に相談があり正確な土地の利用計画図を求め提出されています。利用計画図の詳細説明（ウッドデッキ付きの住宅、庭、家庭菜園、物置、観葉植物のビニールハウス、カーポート、露天資材置場、バイク置場）

1 3 番委員 家庭菜園は問題ないのですか。

富澤主任 宅地での家庭菜園は問題ありません。

議 長 開発は済んでいるのですね。

深澤副主幹 開発は1000㎡を超えていますが、住宅は開発不要の案件ですので建築住宅課開発係に確認した上での申請です。

1 2 番委員 認められれば1000㎡以上でも一般住宅で良いのですね。

富澤主任 場所は用途区域ですので、開発、除外も関係ありませんので、農転の許可を取っていたら問題ありません。

1 2 番委員 税金は。

富澤主任 税金も全部宅地扱いになります。

議 長 他に、ご質問等ございませんか。

9 番委員 整理番号2 9番、一部申請ですが、農地の使い勝手が悪くなるのでは。

富澤主任 使い勝手の良い様に台形土地、端の三角部分の申請です。

議 長 他に意見等ございませんか。

1 8 番委員 整理番号1 3番、太陽光発電では狭いのでは。隣地に同様の土地があるのですか。

富澤主任 周りが宅地で一部だけ農地が残っている部分との併用です。

3 番委員 整理番号3 3番、営農型太陽光、ミョウガとブルーベリーの研修等で、力を借りる施設と、出荷先が同じですが。

富澤主任 福祉施設の方に手伝っていただき、その施設に出荷します。

議 長 暫時休憩とします。

議 長 （※休憩）

議 長 再開いたします。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番から3 4番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第6 8号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号2番から3 4番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

次に、議案第6 9号・公売農地の買受適格証明願ひ耕作目的について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

寺田主事 ◇（議案書・順次、耕作面積、稼動力、地目、面積を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第6 9号・公売農地の買受適格証明願ひ耕作目的につい

て、整理番号1番、2番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第70号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事

◇（議案書、順次、土地の現状、利用目的、面積を朗読、説明）

N01からN05、経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。

農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第70号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任

相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、来年度に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

今回は、調査対象者9名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認をいたしました。現地確認は70筆を9月2日、6日に実施しました。その結果、整理番号3番から9番については、対象農地全筆、農地として利用されている事を確認致しました。

整理番号1番、対象農地4筆の内、3筆は農地として利用されている事を確認致しましたが、1筆については一部に倉庫が建っておりました。

整理番号2番、対象農地17筆の内、16筆は農地として利用されている事を確認致しましたが、1筆については農業用倉庫が建っておりました。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

整理番号1番、2番の建物の面積については。

富澤主任

整理番号1番については、510㎡の内の端に建っていました。整理番号2番については、一筆260㎡全部農業用倉庫が建っていました。判断については税務署になります。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に協議事項（2）農業振興地域整備計画の変更計画（平成31年4月受付分）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田所主事  
議 長  
8 番委員  
田所主事

◇（資料の説明：農政課）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
変更理由の錯誤にはどのような理由がありますか。

理由には色々ありますが、誤って青地にしてしまった物、青地から抜き漏れた物、例として、道路を作ったが青地として管理している、合併の関係で転用していた土地でしたが、現況が農地だったため青地で管理等、事実が判明した段階で誤っていたという事で青地から白地にするものが含まれています。

議 長  
田所主事  
議 長  
田所主事  
議 長

県と協議中ですか。

はい、県と協議中です。

最終的にはいつごろになりますか。

10月末までに群馬県との協議が終了、通知は、年明けを予定しております。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画の変更計画（平成31年4月受付分）に係る意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（2）農業振興地域整備計画（平成31年4月分）の意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

高橋補佐

（農政課）

平成31年4月分の農振除外の案件の補助説明。県との法定協議が終了後、通知につきましては、来年の1月末を予定しています。

平成31年9月分農振除外についての説明。

4月受付209件、9月分受付件数135件、例年の受付件数より少ない傾向。

地区別検討会の予定、及び受付件数。

11月11日 上川、南部地区合同、件数上川地区7件、南部地区10件、合計17件。

11月13日 桂萱地区、16件。

11月20日 宮城地区、10件。

11月21日 荒砥地区、14件。

11月25日 木瀬、総社、南橘地区、件数清里1件、南橘3件、合計4件。

11月27日 大胡地区、12件。

12月06日 木瀬地区、21件。

12月10日 粕川地区、9件。

12月11日 富士見、芳賀地区合同、30件超。

議 長

次に、26ページから42ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第4条の届出の取消願い 1件

（2）法第4条の届出書の受理状況 12件

（3）法第5条の届出書の受理状況 27件

（4）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 16件

です。

報告事項（5）は、9月総会において許可とした法第5条の農地転用3件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（6）令和2年農業委員及び農地利用最適化推進委員改選における定数

ほかについて。事務局の説明を求めます。

高橋補佐

◇（資料説明）

来年度改選時における農業委員の定数、報酬の報告。

定数24名、過半13名以上は変更なし。報酬額変更なし。区域割り人数19名、その他女性枠3名、青年枠1名、中立枠1名、合計24名を、地区割り人数18名（富士見地区3名を2名）、その他女性枠4名、青年枠1名、中立枠1名、合計24名に変更。

藤井補佐

◇（資料説明）

来年度改選時における農地利用最適化推進委員の定数、報酬等の報告。

定数53名で変更なし。業務量は増加すると思われるが現状の53名で対応可能。報酬額は59,000円に変更なし。地区割りについても16区・53名で変更なし。

今後の課題として、農業委員と推進委員の仕事を明確化し、平成2年改正時から活動記録簿、調書を詳細にして調査をし、業務量の軽減を目指すと共に、社会情勢をとらえ、令和5年の改選時には見直しを図りたい。

推進委員における今後の取り組みについては、地区割りごとの再検討を見据えて、正確な業務量を記録し、把握できる体制作りを進めて行きたい。また、各地区のリーダーの登用や女性推進委員の推奨に努めたい。

高橋補佐

農業委員関係説明。

前回と同様に推薦の依頼をして行きたい。

女性枠、前橋広域農村女性会議に依頼。青年枠、JA前橋市青年部協議会に依頼。中立枠、関東信越税理士会前橋支部に依頼。

地区割りについては、JA前橋各支所に依頼。

10月21日、JA前橋市支所長会議で、来年7月改選に向けて関係者に協力依頼。南部エリア（前橋支所、上川支所、南部支所）、北部エリア（南橋支所、芳賀支所、富士見支所）、中部エリア（桂萱支所、木瀬支所、荒砥支所）、西部エリア（東支所、元総社支所、総社支所、清里支所）、東部エリア（大胡支所、宮城支所、粕川支所）。参考としての従前支所の人数を示し、地区の話し合いで地区割り人数の推薦をお願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

17番委員

統合によりJAの支所のない所はどうするのですか。

高橋補佐

今の支所長さんに、エリアの中にありました従前の地区から農業委員さんが選出される様ご配慮いただきながら、地元の意見を伺っていただく様依頼します。

必ず従前のこの地区から何名選出いただく様調整してくださいと依頼出来ませんので、支所がまたがる場合は、支所間の話し合いの元、このエリアから何名という事で依頼して行きたいと思います。

議長

他にご意見等ございませんか。

15番委員

群馬県は、4月の改選で女性農業委員66名から72名に増えました。推進委員は現在13名。高崎5名、渋川6名（19名の内）、榛名町2名（6名の内）。前橋も1名女性増やしていただきありがとうございました。

議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後4時5分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年10月7日

議長

署名人

署名人

